

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年5月7日

【会社名】 ギフティグループ株式会社(注)1

【英訳名】 giftee Group, Inc. (注)1

【代表者の役職氏名】 代表取締役 太田 睦(注)1

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田2-10-2(注)1

【電話番号】 (03)6303-9318

【事務連絡者氏名】 株式会社ギフトィ 取締役 藤田 良和

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田2-10-2

【電話番号】 (03)6303-9318

【事務連絡者氏名】 株式会社ギフトィ 取締役 藤田 良和

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 8,407百万円(注)2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注)1. 本届出書提出日現在におきましては、ギフトィグループ株式会社（以下「当社」といいます。）は未設立であり、2026年7月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

(注)2. 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社ギフトィ(以下「ギフトィ」といいます。)の2025年12月31日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

ギフティが2026年5月1日付で当社の株式について株式会社東京証券取引所に新規上場申請を行ったことに伴い、2026年3月11日付で提出いたしました有価証券届出書及び2026年4月1日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該事項その他一部訂正を要する箇所を併せて訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

##### 2 募集の方法

### 第三部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 1 株式等の状況

##### (2) 新株予約権等の状況

### 第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

#### 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	29,777,502株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 4

(注) (前略)

- 3 ギフティは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に新規上場申請を行う予定です。

(後略)

（訂正後）

種類	発行数	内容
普通株式	29,777,502株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 4

(注) (前略)

- 3 ギフティは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に新規上場申請を2026年5月1日に行いました。

(後略)

#### 2 【募集の方法】

（訂正前）

株式移転によることとします。(注) 1、2

(注) 1 (省略)

- 2 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第214条)により2026年7月1日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(同規程施行規則第229条において準用する第216条第1項))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

（訂正後）

株式移転によることとします。(注) 1、2

(注) 1 (省略)

- 2 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行いました。これに伴い、いわゆるテクニカル上場(同規程第214条)により2026年7月1日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(同規程施行規則第229条において準用する第216条第1項))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

### 第三部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

##### 1 【株式等の状況】

###### (2) 【新株予約権等の状況】

(訂正前)

ギフティが発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、当日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

###### 【ストックオプション制度の内容】

ギフティグループ株式会社第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2018年3月23日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフティ従業員 1名
新株予約権の数	19個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	19,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり210円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2028年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 210円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフティ第8回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフティ第8回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフティグループ株式会社第1回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフティ第8回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフティにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2018年7月18日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト取締役 2名
新株予約権の数	132個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	132,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり210円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2028年7月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 210円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第9回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第9回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第2回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第9回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2019年1月3日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 15名
新株予約権の数	51個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	51,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり275円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2029年1月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 275円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - - 2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - - 2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第10回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第10回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第3回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第10回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2 - - 2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2 - - 2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトィグループ株式会社第4回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2019年5月17日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフトィ従業員 10名
新株予約権の数	28個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	28,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,500円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2029年5月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,500円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフトィ第12回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフトィ第12回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトィグループ株式会社第4回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフトィ第12回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトィにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第5回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2020年11月13日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 36名
新株予約権の数	124個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	124,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,215円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2030年11月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,215円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第13回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第13回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第5回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第13回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております

## ギフトグループ株式会社第6回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2021年3月12日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト子会社従業員 5名
新株予約権の数	263個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	26,300株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,898円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2031年3月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,898円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第14回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第14回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第6回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第14回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第7回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2021年11月12日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 37名
新株予約権の数	66個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	66,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,528円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2031年11月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,528円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第15回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第15回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第7回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第15回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第8回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2022年11月14日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 42名
新株予約権の数	63個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	63,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,291円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2032年11月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,291円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第16回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第16回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第8回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第16回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第9回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2023年11月14日(注) 1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 67名
新株予約権の数	90個(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 3
新株予約権の目的となる株式の数	90,000株(注) 4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,792円(注) 5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2033年11月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,792円(注) 6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - - 2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - - 2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第17回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第17回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ第9回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第17回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注) 2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2 - - 2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2 - - 2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第10回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2024年4月16日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト取締役 4名
新株予約権の数	4,000個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	400,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,253円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2034年4月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,253円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の3.(6)をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の6.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第18回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第18回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ第10回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第18回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の3.(2)をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の3.(4)をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第11回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2024年11月14日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 61名
新株予約権の数	486個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	48,600株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,395円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年11月15日から2034年11月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,395円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第19回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第19回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ第11回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第19回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第12回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2024年11月19日(注) 1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 87名
新株予約権の数	644個(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 3
新株予約権の目的となる株式の数	64,400株(注) 4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,188円(注) 5
新株予約権の行使期間	2027年11月20日から2035年11月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,188円(注) 6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - - 2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - - 2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第20回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第20回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ第12回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第20回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注) 2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2 - - 2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2 - - 2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

（訂正後）

ギフトが発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、当日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

【ストックオプション制度の内容】

ギフトグループ株式会社第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2018年3月23日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 1名
新株予約権の数	19個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	19,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり210円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2028年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 210円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第8回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年5月7日)現在の株式会社ギフト第8回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第1回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第8回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2018年7月18日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト取締役 2名
新株予約権の数	132個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	132,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり210円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2028年7月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 210円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第9回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年5月7日)現在の株式会社ギフト第9回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第2回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第9回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2019年1月3日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 15名
新株予約権の数	51個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	51,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり275円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2029年1月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 275円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - - 2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - - 2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第10回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年5月7日)現在の株式会社ギフト第10回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第3回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第10回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2 - - 2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2 - - 2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第4回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2019年5月17日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 10名
新株予約権の数	28個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	28,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,500円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2029年5月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,500円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第12回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年5月7日)現在の株式会社ギフト第12回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第4回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第12回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第5回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2020年11月13日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 36名
新株予約権の数	124個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	124,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,215円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2030年11月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,215円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第13回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年5月7日)現在の株式会社ギフト第13回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第5回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第13回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております

## ギフトグループ株式会社第6回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2021年3月12日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト子会社従業員 5名
新株予約権の数	263個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	26,300株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,898円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2031年3月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,898円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第14回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年5月7日)現在の株式会社ギフト第14回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第6回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第14回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第7回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2021年11月12日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 37名
新株予約権の数	66個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	66,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,528円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2031年11月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,528円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第15回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年5月7日)現在の株式会社ギフト第15回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第7回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第15回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第8回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2022年11月14日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 41名
新株予約権の数	62個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	62,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,291円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2032年11月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,291円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2- -2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2- -2の10.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第16回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年5月7日)現在の株式会社ギフト第16回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第8回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第16回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2- -2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2- -2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第9回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2023年11月14日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 66名
新株予約権の数	89個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	89,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,792円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2033年11月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,792円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第17回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年5月7日)現在の株式会社ギフト第17回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ第9回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第17回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第10回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2024年4月16日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト取締役 4名
新株予約権の数	4,000個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	400,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,253円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2034年4月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,253円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の3.(6)をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の6.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第18回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年5月7日)現在の株式会社ギフト第18回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ第10回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第18回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の3.(2)をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の3.(4)をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第11回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2024年11月14日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 61名
新株予約権の数	486個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	48,600株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,395円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年11月15日から2034年11月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,395円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第19回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年5月7日)現在の株式会社ギフト第19回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ第11回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第19回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第12回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2025年11月19日(注) 1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 86名
新株予約権の数	641個(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 3
新株予約権の目的となる株式の数	64,100株(注) 4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,188円(注) 5
新株予約権の行使期間	2027年11月20日から2035年11月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,188円(注) 6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - - 2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - - 2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第20回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年5月7日)現在の株式会社ギフト第20回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ第12回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第20回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注) 2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2 - - 2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2 - - 2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## 第五部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

### 第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

（訂正前）

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

（前略）

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2026年4月1日)までに、以下の臨時報告書を提出しておりま  
す。

（後略）

（訂正後）

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

（前略）

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2026年5月7日)までに、以下の臨時報告書を提出しておりま  
す。

（後略）